

ホームページ作成上のガイドライン（ガイドラインの目的）

2019年4月1日
NPO 法人育自の魔法

第1条 このガイドラインは、NPO 法人育自の魔法（以下、「法人」という。）ホームページについての管理運営に関して必要な事項を定める。

（法人ホームページの目的）

第2条 法人ホームページは法人の情報公開と広報を目的として、次の事項に関する情報を発信する。

1. 法人の組織概要、活動内容等
2. 会員の情報
3. 法人が提供する講座の情報

（管理責任）

第3条 連盟ホームページに掲載された情報については法人が責務を負うものとする。

（運営担当）

第4条 法人ホームページの運営に関する事項は法人の広報チームが担当する。

（日常管理）

第5条 ホームページの日常管理は次の各号のとおりとする。

1. 通常の管理は、理事会及び広報チームが行う。
2. 第6条に抵触する事項が発見された場合は、直ちに掲載を中止する。
3. ID やパスワード等については適切に管理し、周知は必要最小限とする。

（掲載内容）

第6条 掲載内容は、人権・個人情報の保護、著作権・肖像権・知的所有権を順守して、次の各号に掲げる内容はホームページに掲載しない。

1. 公序良俗に反するもの
2. 個人が特定できる情報や画像で、本人による承諾が得られないもの
3. 著作権の存在するもので、著作者（児童の場合は本人の保護者）による承諾書を得

られないもの

4. 他人の誹謗・中傷等につながるもの
5. 営業又は売名を目的とするもの
6. 政治活動又は宗教活動に関するもの
7. その他、掲載に不適切と判断するもの

第7条 掲載内容について何らかの指摘を受けた場合は、速やかに理事会で協議をして、適切な措置を講じる。

(ホームページ公開の手順)

第8条 ホームページ公開の手順は次の各号のとおりとする。

1. 法人の果たすべき情報公開については、理事会で検討し承認後掲載するものとする。

(閲覧者に対する技術的配慮)

第9条 不特定多数の閲覧者の閲覧環境に対応するため、次の各号を考慮してホームページを作成・管理する。

1. 文字情報はわかりやすい大きさや配色を考慮して、一定の様式に準拠する。
2. 図や写真は適切な大きさ・容量に加工して用いる。
3. 音声は必要以上に多くしたり長くしたりしない。
4. その他、閲覧環境が限定される技術は用いない。

(リンク)

第10条 ホームページのリンクについては、次の各号のとおりとする。

1. 法人ホームページから他のホームページにリンクする場合は、リンク先の承認を得るものとする。
2. 他のホームページから法人ホームページにリンクを求められた場合は、事務局が内容を確認した上で対応する。

(ガイドラインの公開)

第11条 本ガイドラインはホームページ上に公開するものとする。

(規定の見直し)

第12条 このガイドラインに変更を要する事項が生じた場合は、理事会の承認を得るものとする。

附則

第1 この要領は、2019年4月1日から施行する。